

ということが他人事のように聞えることがある。しかし、社会的に環境保全の要求が高まる中で、我々の責任も大きいと思われる。このような意味からも、環境管理に関する多くの情報を伝えていただきたい。

有機廃液の貯蔵について

薬学部助手 竹内靖雄

春期有機廃液処理の少し後に、消防署による可燃物の保管及び消火設備等についての点検がある。処理日の当日、各室から集められた。20個以上それぞれが可燃性廃液で満たされた容器を目の前にして、今年も署の点検前に処理できることに安堵する。しかし気の弱い私は、すぐ憂鬱になる。それはこれらの廃液の処理に対するものではない。処理は、センター職員皆様のおかげで、機能的に（あまりにも機能的すぎて全作業の九割は時間をもて余しているが）進行することができる。問題は、今、“廃液”と名こそ変わっているが、危険物であるはずの可燃性有機物の膨大な量がここに存在するという事実である。

前号で農学部の多田先生が廃液貯蔵庫の設地を提唱された。この御意見に大いに賛成すると共に、その必要性について違った意見（事実？）を述べたい。

薬学部の58年度春期における可燃性廃液の総容量は860ℓに当る。また、薬学部危険物倉庫の第四類届出量は1,164ℓであることから、可燃性有機廃液の保管場所として十分ではない。即ち、春期処理直前において、薬学部全体でかなりの量の可燃性有機廃液が各々研究室にゴロゴロしていることになる。さらに各室の技術指導員は、それらの廃液の内容物が危険物第四類に相当し、そのほとんどには第三石油類以上は含まれないことを述べるだろう。ここまで書くと各学部の危険物取扱責任者に（いやいやながらも）命ぜられている方々も、私と同様に憂鬱になるのではないだろうか。灯油でさえ指定数量は500ℓである。他のほとんどの溶媒は、200ℓ以下であり、薬学部における各研究室の可燃性有機廃液の貯蔵量は指定数量を上回る可能性がある。岡山県条例では、各室について20ℓである。

消防法第10条第1項に、「指定数量以上の危険物は貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し又は貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取扱ってはならない」とある。また、第41条にはこの項の規定に反した者は「これを1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する」とある。お金ももたないし、あまり牢屋で暮らす事の好きでない私は、可燃性廃液の絶対量があまり多くならないことを願うのみである。